

災害時における妊産婦等への医療救護活動及び支援等に関する協定

東御市（以下「甲」という。）と一般社団法人長野県助産師会上小地区（以下「乙」という。）とは、東御市内で地震や風水害等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における妊婦、産婦、じょく婦、新生児及び乳幼児（以下「妊産婦等」という。）への医療救護活動及び支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき、甲が行う災害時の妊産婦等への医療救護活動及び支援等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 災害時において甲が必要と認めた場合は、乙に対し、第4条に規定する活動の範囲内において協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、助産師を派遣するものとする。

（助産師に対する指揮）

第3条 助産師が行う妊産婦等に対する医療救護活動及び支援等に関する指揮は、乙の長を通じて行うものとする。

（助産師が実施する活動の範囲）

第4条 乙が派遣する助産師は、甲が定める指定緊急避難所又は災害現場等に設置する救護所、その他甲が指定する場所において、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 妊産婦に対する保健指導及び心身のケア
- (2) じょく婦又は乳児に対する保健指導及び心身のケア
- (3) 医療機関等への搬送の要否の判断に関する助言と連絡調整の協力
- (4) その他必要な事項

（医薬品等の供給）

第5条 甲の要請に基づき、乙が派遣する助産師が使用する医薬品等は、当該助産師が携行するものとする。

2 甲は、乙の派遣する助産師が医薬品又はその他の資材を必要とする場合は、可能な範囲で供給するものとする。

（費用弁償）

第6条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動及び支援等を実施した場合に要する次の各号の費用は、甲が負担するものとする。

- (1) 助産師の派遣に要する経費
 - (2) 助産師が携行した医薬品等を使用した場合の実費弁償
- 2 前項の規定による費用弁償等の額は、甲乙協議のうえ、別に定めるものとする。
- 3 本条第1項及び第2項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合は、その定めるところによるものとする。

(損害補償)

- 第7条 甲の要請に基づき、医療救護活動及び支援等に従事した助産師が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、甲、乙は誠意をもってその補償を協議し、別に定める範囲において補償を行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害救助法が適用された場合は、その定めるところによるものとする。

(平時からの連携)

- 第8条 乙は、妊産婦等への医療救護活動及び支援等が円滑に実施できるよう、災害時の組織体制等を定めた医療救護計画を策定し、これを甲に報告するものとする。
- 2 乙は、要請に基づき直ちに対応できる体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ連絡責任者を定め、平時から連絡調整に努めるものとする。
- 3 乙は、平時から甲との連携により、妊産婦等のための災害への備えに関する啓発、助言等を通じて、防災対策の推進を図るとともに、甲の依頼に基づき、甲が指定する防災訓練に可能な限り参加するものとする。

(細目)

- 第9条 この協定を履行するための必要な事項については、医療救護活動実施細目に定める。

(有効期間)

- 第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了日の1か月前までに甲及び乙のいずれからも協定の解除又は変更について申し出がないときは、更に1年間この協定を延長したものとみなし、その後も同様とする。

(協議)

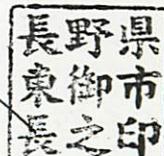
- 第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、関係法令の定めによるもののほか、甲乙協議のうえ定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙は署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年12月15日

甲 長野県東御市県 281 番地2
東御市
市長

佐岡利夫



乙 一般社団法人長野県助産師会上小地区
上記代表者 地区長

青木裕子

